

省令

○農林水産省令第七十五号

植物防疫法（昭和十五年法律第二百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月二日

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物方疫去施了規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一節を次のよう改正する。

次に表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に

別表二（第九条関係）		別表二（第九条関係）	
地 域	植 物	地 域	植 物
一 （略）	アキー、アボカド（付表第六十、第 六十四、第七十及び第七十二に掲げ るものを除く。）、あめだまのき、オー ルスパイズ、オリーブ、カシューナッ ツ、キウイフルーツ、きばなきよう ちくとう、ククミス・ディブサケウ ス、コッキニア・ミクロフィラ、コ ラロカルпус・エリプチクス、ご んし、ざくろ、ジャボチカバ、そら まめ、てりはぼく、なつめやし、ナ ンセ、なんようざくら、にがうり、 フェイジョア、ポポー、マメーリン ゴ、りゆうがん、れいし、いちじく 属植物、いんげん属植物、かき属植 物（付表第四十一に掲げるものを除 く。）、カリッサ属植物、くるみ属植 物、くわ属植物、コッコロバ属植物、 コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、 すのき（こけもも）属植物、とけい そう属植物、ドビアーリス属植物、 なつめ属植物、にんめんし属植物、	（略）	アキー、アボカド（付表第六十、第 六十四、第七十及び第七十二に掲げる ものを除く。）、あめだまのき、オー ルスパイズ、オリーブ、カシューナッ ツ、キウイフルーツ、きばなきよう ちくとう、ククミス・ディブサケウ ス、コッキニア・ミクロフィラ、コ ラロカルпус・エリプチクス、ご んし、ざくろ、ジャボチカバ、そら まめ、てりはぼく、なつめやし、ナ ンセ、なんようざくら、にがうり、 フェイジョア、ポポー、マメーリン ゴ、りゆうがん、れいし、いちじく 属植物、いんげん属植物、かき属植 物（付表第四十一に掲げるものを除 く。）、カリッサ属植物、くるみ属植 物、くわ属植物、コッコロバ属植物、 コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、 すのき（こけもも）属植物、とけい そう属植物、ドビアーリス属植物、 なつめ属植物、にんめんし属植物、
	備考（対象とする 検疫有害動植物）		備考（対象とする 検疫有害動植物）

この省令は、公布の日から施行する。
附 則

<p>付表 一、七十二 (略)</p> <p>七十三 エジプトから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるオレンジその他のシトラス・シンシンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シンシンシスとの交雫種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの</p>	<p>二、十七 (略)</p> <p>三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マングウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（付表十五に掲げるものを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）及びみかん科植物（付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五及び第七十三に掲げるものを除く。）の生果実</p>
---	---

<p>付表 一、七十二 (新設)</p> <p>二、十七 (略)</p> <p>三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マングウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（付表十五に掲げるものを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）及びみかん科植物（付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六及び第六十五に掲げるものを除く。）の生果実</p>	<p>二、十七 (略)</p> <p>(略)</p>
---	----------------------------